

Q1-6 中国からの投資が大幅に解禁されたと聞きますがその内容について説明をお願いします。

台湾では2009年6月30日に中国投資者の台湾投資に関する法令が制定され、従来禁止されていた中国からの投資が可能となりました。「中国投資者」は投資形態により「大陸地区人民來台投資許可弁法」、「大陸地区の営利事業在台設立支社あるいは弁事処許可弁法」、「大陸地区投資人來台從事証券投資および期貨取引管理弁法」、「大陸地区人民在台湾地区取得設定あるいは移転不動産物権許可弁法」などの法令に基づき投資活動を行うことができます。

「中国投資者」とは、中国の個人、法人、団体、その他機関による直接投資、あるいは直接・間接的に30%以上の持株を有している、または実質的に支配している第三国の会社を経由した投資を意味し、上記の各種法規の規制を受けます。日本企業による台湾投資であっても、その日本企業の株主構成等が上記規定を満たす場合には、中国企業による台湾投資として扱われ、その他の外国企業による投資と比べ厳しい規制対象となるので注意が必要です。また、①中国の軍関係企業あるいは軍事目的企業による投資、②独占、寡占の懸念がある投資、③政治、社会、文化面において敏感であり台湾の安全に影響を与える投資、④台湾経済の発展と金融安定に悪影響を与える投資は投資禁止対象となっています。

現在、中国投資者が許容されている台湾への投資方法は、資本投資と証券投資とがあります。

	資本投資	証券投資
投資者	中国の個人、法人、団体、その他機関あるいは直接・間接的に30%以上の持株を有している、または実質的に支配している第三国の会社	中国適格機構投資人(QDII)、特定自然人(外国企業の中国籍株主あるいは台湾企業の中国籍従業員)
投資管轄官庁	經濟部投資審議委員會	金融監督管理委員會
適用法令	「大陸地区人民來台投資許可弁法」、「大陸地区の営利事業在台設立支社あるいは弁事処許可弁法」、「大陸地区人民在台湾地区取得設定あるいは移転不動産物権許可弁法」	「大陸地区人民來台投資許可弁法」、「大陸地区投資人來台從事証券投資および期貨取引管理弁法」
投資形態	1 個人事業・パートナーシップ・有限パートナーシップ 2 支店、現地法人(台湾企業の株式あるいは投資額取得あるいは台湾企業新設) 3 上記1~2への1年以上の長期資金の貸付 4 契約又はその他の方式により、個人事業・パートナーシップ・有限パートナーシップ又は非上場企	上場企業、店頭登録企業、新興市場登録企業への株式投資 注：同一企業の投資が発行株式総数の10%を超える場合、別途經濟部投資審議委員會に許可を申請する必要があります。

	<p>業、店頭登録企業、新興市場登録企業に支配力あり</p> <p>5 上記2または第三地区で投資した会社は、非上場企業、店頭登録企業、新興市場登録企業の営業又は財産と合併</p>	
--	--	--

中国投資者の投資業種にはポジティブリストに該当する事業にのみ投資できます。ただし、業種によっては中国企業の持株比率や役員、経理人など別途制限がありますので、注意する必要があります。2012年3月30日に公表されたポジティブリストによれば、合計408項目の業種への投資が解禁されています。主な項目は下記の通りです。

1. 製造業（以下項目はいずれも一部許可）：食品、紡織業・成衣および服飾品、ゴム製品、プラスチック製品、金属製品、電子部品、パソコン、電子製品および光学製品、薬品、電力設備、機械設備、自動車および自動車部品、船舶および自転車その他運輸工具、家具、体育用品および部分医療器材などがあります。
2. サービス業（以下項目はいずれも一部許可）：農牧漁業、汚水および廃棄物処理、卸売り小売、水陸空運輸、宿泊サービス、飲食業、電信業、研究開発、証券金融サービス、保険業、倉庫業、技術検測分析、専門設計サービス、リース業、支援性サービス業など。
3. 非請負の公共建設項目：民用航空ターミナルおよびその施設、港およびその施設、観光重要施設、商業重要施設、工業重要施設などがあります。

ポジティブリスト（「大陸地区人民來台投資業別項目」一覧表）の最新情報は、以下の經濟部投資審議委員会ホームページで確認できます。

https://www.moeaic.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=3